

インターネットバンキングによる 預金等の不正な払戻し被害が発生した場合の補償について

当金庫では、万一、個人のお客さまがインターネットバンキングによる預金等の不正な払戻し被害に遭われた場合には、次の補償基準に基づき補償を行わせていただきます。

ただし、被害に遭われた個人のお客さまに「**重大な過失**」または「**過失**」があるなどの場合は、被害額の全部または一部について補償いたしかねるケースがございますので、十分にご注意くださいますようお願いいたします。

補償の基となるルール		信用金庫業界の自主ルールによる補償
補償基準	お客さまに重大な過失または過失がなかった場合	原則として被害額の全額を補償させていただきます。
	お客さまに過失があった場合	お客さまの被害に遭われた状況等を踏まえ、当金庫において個別に補償の判断をさせていただきます。
	お客さまに故意または重大な過失があった場合	
補償のためにご協力いただく事項		当金庫への速やかな届出 当金庫への十分な説明・ご協力 お客さまによる警察署への被害事実等の事情説明やその捜査への協力

お客さまの「**重大な過失**」または「**過失**」となりうる場合については、お客さまの事情を真摯にお伺いし、個別に対応を検討させていただきます。

インターネットバンキング被害が発生した場合の留意点について

インターネットバンキング被害に対する補償対象は、原則として当金庫に通知が行われた日の30日前の日以降に遭った被害です。ただし、当金庫に通知することができないやむを得ない事情があることをお客さまが証明された場合は、その事情が継続していた期間に30日加えた日数まで遡った期間が補償対象となります。（この場合においても、不正なインターネットバンキング取引が実行された日から2年を経過する日後に発生した被害については補償いたしかねる場合があります。当該日が不明である場合は、預金等の不正な取引が最初に行われた日とします。）

お客さまの配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人または家事使用人（家事全般を行っている家政婦等）によってご預金等が引き出された場合や、被害状況に係る重要事項についてお客さまから虚偽の説明があった場合などには、補償をいたしかねる場合があります。

戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じてまたはこれに付随して不正な資金移動等が行われた場合は、補償をいたしかねる場合があります。

お客さまのご協力とお願いについて

身に覚えのない取引があるなど被害に遭われたと思われる場合には、直ちに当金庫までご連絡く

ださい。

補償にあたっては、被害発生状況、警察への説明状況等のほか、当金庫所定の調査をさせていただくなど、お客さまにご協力いただく必要があります。なお、被害発生状況の調査等に時間を要する場合がございますので、あらかじめご了承ください。

インターネットバンキング取引に係るID・パスワードの管理について

ID・パスワードは他人に知らせないでください。また、他人が指定したID・パスワードを使用しないでください。

生年月日、電話番号、住所・番地、自動車等のナンバーなど他人に類推されやすい番号をパスワードに使用しないでください。

ID・パスワード等をパソコンのファイルやメール等に保存しないでください。

ID・パスワード等は、メモ等の紙に残さないようにしてください。

インターネットカフェなど、不特定多数の人が利用する場所のパソコン等で、インターネットバンキング取引を行わないでください。

当金庫からメール等でお客さまのID・パスワードをお聞きすることはありません。

不正な払戻し等にお気づきになった際の連絡先

曜日	受付時間帯	連絡先	連絡先電話番号
平日	9:00 ~ 17:00	お取引先店舗	店舗連絡先をご覧ください
	6:45 ~ 9:00 17:00 ~ 23:00	北上信用金庫 カード通帳盗難紛失 受付センター	0120-793714 番号はおかけ間違いのないよう ご注意ください
土・日・祝日	7:45 ~ 23:00		
1月1日~3日	8:45 ~ 17:00		

店舗連絡先

本店	0197-63-2307	北上駅前支店	0197-65-3281
藤根支店	0197-73-5231	柳原支店	0197-63-2244
西和賀支店	0197-82-2220	むらさきの支店	0197-66-3133
常盤台支店	0197-63-6171	東支店	0197-63-8511
大堤支店	0197-67-2332		

詳しくは窓口までお問い合わせください。